【茨城県】事業継続力強化計画 業種別モデル・記載例

本書の使い方

本書は、中小企業庁「事業継続力強化計画策定の手引き」（以下、「手引き」といいます。）の策定要領を基に、中小企業・小規模事業者の皆さまの同計画策定の一助となるよう、業種別の策定モデル・記載例を示したものです。

「手引き」と合わせて、本書の業種別の記載例を策定の参考になさってください。

本書の記載項目と見方は以下のとおりです。

**黒字**：中小企業庁の事業継続力強化計画申請様式（様式第20）に記載されている内容です。法定の記載項目であるため、変更不可です。

**青字**：自然災害に関する記載例

自然災害への対策に関する記載例です。個社の状況に応じて適宜内容を変更してください。

**緑字**：感染症に関する記載例

新型コロナウイルスをはじめとする感染症リスクへの対策に関する記載例　です。個社の状況に応じて適宜内容を変更してください。

なお、本書は自然災害リスク及び感染症リスクの両方を対象にした計画となっています。自然災害リスクのみを対象とする場合は、緑字部分は削除してください。

**吹き出し**：解説

　　「手引き」の内容を基に、記載のポイントを説明したものです。不明な点等は

必ず「手引き」の概要箇所を確認してください。

（参考）中小企業庁「事業継続力強化計画策定の手引き」　　　　　 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/download/keizokuryoku/kyoka_tebiki.pdf>

建設業サンプル

様式第２０

申請日を記載します。

事業継続力強化計画に係る認定申請書

主たる事務所が所在する都道府県を管轄する各経済産業局長

　　年　　　　月　　　　日

履歴事項全部証明書に記載のとおり、省略せずに記載します。

関東経済産業局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　名　　　　　　　 称

代表者の役職及び氏名

押印は不要です。

　中小企業等経営強化法第50条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（別紙）

手引き

P21～37参照

日本標準産業分類の中分類を記載します。

日本標準産業分類コード：<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

事業継続力強化計画

１　名称等

被災した場合に生じる従業員、地域経済、サプライチェーンへの影響を軽減する観点から、できるだけ具体的に記載します。

業者氏名は

代表者の役職名及び氏名

資本金又は出資の額　　　　　　　 　 　　　　　 常時使用する従業員の数

業種　　０６（総合工事業）

法人番号　　　　　　　　　　　 　　　 設立年月日

13桁の法人番号。個人事業主や法人番号がない事業者は「法人番号なし」と記載します。

２　事業継続力強化の目標

ハザードマップ等で想定される被害を具体的に記入します。

•地域の自治体HP

•国土交通省ハザードマップポータルサイト：<https://disaportal.gsi.go.jp/>

•J-SHIS（地震ハザードステーション）：

<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

業種を説明するだけでなく、自社が地域経済やサプライチェーンの中でどのような役割を担っているか記載します。

|  |  |
| --- | --- |
| 自社の事業活動の概要 | 当社は、地域において建売住宅の建設をしており、地域の住民に住まいを提供している。当社が早期復旧しないと、これら地域の住生活への影響を及ぼし、被災復興も遅れる。 |
| 事業継続力強化に取り組む目的 | 下記５点を目的に、事業継続力強化に取り組む。  1.自然災害発生時において、人命を最優先として、従業員と従業員の家族の安全と生活を守る。  2.地域社会の安全に貢献する。  3.住宅の供給継続、又は早期の再開により、お客様の生活への影響を極力少なくする。  4.感染症の発生時においても、従業員等関係者とその家族との生命の安全を及び雇用の確保を最優先する。  5.感染症が流行した場合であっても、感染拡大防止に全力を尽くし、事業を継続し、発注者との請負内容の完了を目指す。 |
| 事業活動に影響を与える 自然災害等の想定 | 当社の事業拠点は茨城県○○市にあり、  •今後30年以内に震度６弱以上の地震が発生する確率が45％（J-SHIS地図参照）。当該地震による津波が1m。  •水災時に1m～3mの浸水（国交省ハザードマップ参照）。  が予想される地域である。  また、例年、年に数回、台風が通過していることから、風害や一時的な豪雨による被害も想定される。  ・当社の事業拠点は感染者が増加している状況に鑑みると、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大による影響が想定される。 |
| 自然災害等の発生が 事業活動に与える影響 | 想定する自然災害のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは震度６弱の地震及び、感染症の感染拡大の影響であり、その被害想定は下記の通り。  （人員に関する影響）  ・営業時間中の地震発災では、ものの落下、転倒などにより、けが人が発生する。公共交通機関が停止し、従業員が帰宅困難者となる。夜間に発災した場合は、翌日の従業員の参集が困難となる。さらに従業員の家族へも被害が生ずる。  ・感染症流行期においては、本人または家族への感染等により、出勤できなくなる従業員や現場に行けない請負労働者が複数発生する。  （建物・設備に関する影響）  ・地震発災において、本社の建物は、新耐震基準を満たしておらず、揺れによる倒壊もありうる。電気設備などは停電が発生すれば、一時的に停止する。また、揺れにより建設機械の損傷するほか、津波や洪水が発生すれば、建設現場は工事実施が難しくなる。  考えられる影響を  ・「人員」（ヒト）  ・「建物・設備」（モノ）  ・「資金繰り」（カネ）  ・「情報」（情報）  ・「その他」  の5つの項目に分けて記載します。  影響を受ける可能性が低い場合は、その判断・理由を記載します。  ・インフラについては、電力・水道は１週間程度、都市ガスは２週間程度、供給が停止するほか、公共交通機関は１週間ほど機能不全となるおそれ。  ・感染症流行時には、マスクや消毒液等の衛生用品が入手しづらくなることにより、従業員の感染拡大を防ぐことができなくなる。従業員が感染した場合、建設事業が一時的に停止すること等が考えられる。  ・これら被害により事業不能となり売上が立たなくなる従業員従業員。  （資金繰りに関する影響）  ・資金繰りについては、設備の稼働停止や建設停止によって事業収入が得られないことで、運転資金がひっ迫するおそれ。建物・設備に被害が生ずる場合にあっては、これらの復旧費用が必要となる。  ・感染症流行期には、感染拡大防止の目的から従業員や請負労働者の出勤率が下がることで受注活動の低下が想定される。  ・これら被害により、円滑な資金調達ができなければ、運転資金が枯渇することや復旧費用を捻出できないことが想定され、経営破綻のおそれがある。  「その他の影響」は、インフラによる影響、風評被害における影響、自社は直接被害がないが取引先の被災による影響などが考えられる場合に記載します。  （情報に関する影響）  ・事業場内にあるサーバー（資材資料、設計図面などを保管）が浸水すれば、バックアップしているデータ以外は喪失するおそれがある。  ・事業システムが停止すると、取引先への支払、売掛金の回収、取引先からの注文の受託や納品した建物等のメンテナンス対応などが困難となることが想定される。  （その他の影響）  ・仕入先の被災や公共交通機関の運休、又は感染症流行期における人や物資の移動制限の影響により、１週間程度、建設資材の調達が困難になれば、建設の継続が困難になるおそれがある。  ・これら被害が事業活動に与える影響として、地域の顧客に住宅を供給できないなどの事態が想定される。  【想定される影響の例】  想定する「事象」と自社の「脆弱性」から検討します。 |

３　事業継続力強化の内容

手引き

P38～46参照

（１）自然災害等が発生した場合における対応手順

初動対応においては、人命の安全確保が最優先です。従業員だけでなく、来訪者についても対応手順を検討します。「従業員の避難」や「従業員の安否確認方法」、「非常時の緊急時体制の構築」、「被害状況の把握」「被害情報の共有」の記載が必要です。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 項目 | | 初動対応の内容 | 発災後の  対応時期 | 事前対策の内容 | | １ | 人命の安全確保 | 従業員の避難 | 発災直後 | •自社拠点内の安全エリアの設定  •社内の避難経路の周知・確認  •避難所までの経路確認  •避難経路をポスターで掲示  手引きP40～41の対策例（特に「●」印の推奨項目）を参考に、必要な事前対策を検討してください。 | | 従業員の安否確認 | 発災直後 | •安否確認システムの導入  •従業員の連絡網の整備  （携帯電話番号、メールアドレス、SNS等） | | 設備の緊急停止方法 | 発災直後 | •緊急時の機器停止手順の周知・確認 | | 感染拡大防止策 | 国内感染者発生後 | •事業所の消毒、従業員の手洗い等の徹底  •従業員へのマスクの着用を義務づける  •体調不良の従業員の出勤停止や交代勤務規定の整備  •出勤前の検温の励行 | | ２ | 非常時の緊急時体制の構築 | 代表取締役社長を本部長とした、災害対策本部の立ち上げ | 発災後１時間以内  社内感染者発生後 | •設置基準の策定  •災害対策本部の体制整備等 | | ３ | 被害状況の把握  被害情報の共有 | 被災状況、仕入・出荷活動への影響の有無の確認  当該情報の第一報を顧客及び取引先並びに地元の市当局、商工会に報告 | 発災後12時間以内  社内感染者発生後 | •被害情報の確認手順の整理  •被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定等  •主要顧客、仕入業者の連絡先リストの作成  •感染者発生を報告するための連絡先の整備、取引先等へ報告方法、自社HP掲載の仕方等の確認  •濃厚接触者の特定方法の整理 | | ４ | その他の取組 | 保健所の指示に従い事業所の封鎖、消毒等対応 | 社内感染者発生後 | •平時から感染症発生を想定し、具体的な対処方針を産業医と相談  •最寄りの保健所の連絡先一覧の作成 | |

手引き

P47～61参照

事前対策における「現在の取組」と、「今後の計画」の取組案を記入してください（A～Dのうち一つ以上記載が必要です。）。

その際、各経営資源（Aヒト、Bモノ、Cカネ、D情報）において、自然災害等の影響がないものについては記載する必要はありません。自社にとって、事業継続上どのような対策を講じることが特に有効であるか、という観点で検討してください。

（２）事業継続力強化に資する対策及び取組

ここに記載する「モノ」が税制優遇（特別償却20%）や、日本政策金融公庫の低利融資等の金融支援の対象となります。

（手引きP69,70,77,82,83）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| A | 自然災害等が発生した場合における人員体制の整備 | ＜現在の取組＞  •現在、具体的な対策は行っていない。  ＜今後の計画＞  •事業所から10km圏内に居住する従業員を緊急参集担当に任命する。非常時に職員が参集できるよう、緊急参集担当には、電動機付き自転車を貸与する。  •自然災害時を想定して、従業員の多能工化を進める。この取組は、繁忙期の増員対応が必要な場合にも有効に機能する。  •他地域（○○県○○市）の拠点との間で、人員融通のための体制を整備する。また、これらの取組が有効に活用できるよう、平時から複数の拠点間の人事交流を行う。  •地域の感染状況を見ながら、交代勤務を導入する。  •在宅勤務を可能とする環境整備をする。  •参加者が一定数を超える会議の延期若しくは中止または、オンラインによる実施の検討をする。 |
| B | 事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入 | ＜現在の取組＞  ・現在、具体的な対策は行っていない。  ＜今後の計画＞  当社は、災害時の応急復旧対応など災害時においても地域社会や地域住民から求められていることから以下の取組を図り、事業継続を図れる体制を構築することを目的としている。  ・停電の発生に備えて、自家発電設備を導入する。  ・事業所の開口部に止水板を設け、床上１ｍまでの浸水被害を免れるようにする。  ・揺れによる事業所設備の損傷を防ぐため、耐震設備、設備固定を実施する。  ・マスクや消毒液等の衛生用品を平時から備蓄しておく。  ・マスクの着用を義務付けるとともに、事業所や建設現場の従業員間の適正距離が保たれるよう配置を見直す。 |
| C | 事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保 | ＜現在の取組＞  •現在、火災保険に加入している。火災保険の対象範囲は、建物のみの契約である。  •現状、火災保険の対象外となっている設備機器や在庫に被害が生じた場合に補償が受けられないことに加え、水災や地震が発生した際は保険が適用されないことから、資金調達が困難となることが想定される。  ＜今後の計画＞  •現在加入している火災保険について、水災補償特約を加えるほか、事業所設備や建機も保険の対象範囲に追加する契約とする。  •地震が発生した際に緊急融資が受けられるよう、地元のC銀行の担当者及び商工会の経営指導員と日々コミュニケーションを取る。  •光熱費の減免措置や、給付金等の公的支援策を事前に調べ、要件を満たしている場合には、直ちに活用可能な状態にしておく |
| D | 事業活動を継続するための 重要情報の保護 | ＜現在の取組＞  •現在、具体的な対策は行っていない。  ＜今後の計画＞  •顧客名簿や帳簿について、電子化し、クラウド上のサーバーに保管する。  •事業システムを使用するパソコンのセキュリティ状況をチェックする。。 |

・導入する設備等の詳細を記入します（税制優遇を活用しない場合は記載不要）。

※感染症対策の設備は、税制優遇**対象外**（記載不可）です。

・「所在地」は設備の設置場所を記載してください。

手引き

P69～70参照

（３）事業継続力強化設備等の種類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （２）の項目 | 取得  年月 | 設備等の名称／型式 | 所在地 |
| 1 | B | R2.5 | 大型自家発電設備 | 茨城県／××市○○―○―○ |
| 2 | B | R2.6 | 耐震装置 | 茨城県／××市○○―○―○ |
| 3 | B | R2.7 | 排水ポンプ | 茨城県／××市○○―○―○ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 設備等の種類 | 単価（千円） | 数量 | 金額（千円） |
| 1 | 機械装置 | 2,000 | 1 | 2,000 |
| 2 | 器具備品 | 700 | 1 | 700 |
| 3 | 機械装置 | 1,500 | 2 | 3,000 |

「設備等の種類」欄は、**必ず税理士等の判断**を受けてから、**「機械装置」「器具備品」「建物附属設備」**のいずれかを記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| 上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。 |  |

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)上設置が義務づけられた設備は対象外とされているため、これらに該当しないことを確認し、チェックを付けてください。

手引き

P71～74参照

（４）事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | A株式会社 |
| 住所 | ○○県○○市○○町○－○ |
| 代表者の氏名 | 〇〇　〇〇 |
| 協力の内容 | •自然災害時の事前対策の取組強化について、両社間の具体的な協力の在り方を検討・決定する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | B銀行○○支店 |
| 住所 | ○○県○○市○○町○－○ |
| 代表者の氏名 | 〇〇　〇〇 |
| 協力の内容 | •被災時において、最大○○万円までの緊急融資を受けられる契約を結んでおくとともに、○○県信用保証協会のセーフティネット保証を活用することについて、事前に協議を行う。  •コミットメントラインや事前融資予約などについても、今後協議を進める。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | C商工会議所 |
| 住所 | ○○県○○市○○町○－○ |
| 代表者の氏名 | 〇〇　〇〇 |
| 協力の内容 | •大規模な水害の発生が見込まれる際、注意喚起を依頼する。  •水害に対する事業継続の強化に関する指導を依頼する。  •行政の支援策の概要や申請手続きについて情報提供を依頼する。 |

関係者（親事業者・政府関係金融機関等）による取組がある場合は、その名称や住所、協力の内容を記載します。

そのような事業者・団体がいない場合は、記入はせず空欄のままにします。

手引き

P71～74参照

（５）平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

|  |
| --- |
| •計画の推進及び訓練・教育については、代表取締役社長の指揮の下、実施する。  •社内の管理職全員で組織する「防災・減災対策会議」（年２回開催）において、具体的な取組を検討・決定する。  •毎年５月を目処に、全従業員参加の訓練を実施することとし、訓練に合わせて、従業員への教育も実施する。  •毎年２月頃に全従業員参加の感染症のセミナーを実施するとともに、従業員が感染した場合を想定した訓練を年1回実施する。  •平時から手洗い等の感染症予防策対策を習慣づける。  •実態に則した計画となるように、年１回以上計画の見直しを実行する。 |

必ず、以下の3点全てについて検討して記載することが必要です。

•平時の取組推進について、経営層の指揮の下実施する体制を整える。

•年１回以上、訓練や教育を実施する体制を整える。

•年１回以上、事業継続に向けた取組内容の見直しを計画する。

実効性の確保には、経営層の関与が必要不可欠です。必ず、経営層のコミットメントについて記載してください。

手引き

P76～78参照

４　実施時期

年　 月～　 年　 月

実施期間が３年以内の取組であることを確認してください。

開始時期は本申請書の申請日以降の年月からとします。

また、状況に変化が生じた場合には、計画に記載した実施期間を待たず、計画内容の見直しを検討してください。

５　事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施 事項 | 使途・用途 | 資金調達方法 | 金額（千円） |
| 事前対策 | 設備の復旧費用の支払い | 当該設備にかかる損害保険への加入 | 1,000 |
| 事前対策 | 従業員への給与の支払い | C銀行からの融資 | 500 |
| 事前対策 | 自家発電設備、免震装置、排水ポンプの導入費用の支払い | 自己資金 | 3,700 |

「損害保険への加入」等を「資金調達方法」に記載する場合は、「金額」の欄には、加入に際して必要な保険料ではなく、事業の継続に必要な金額（＝補償対象となる事由が発生した場合に自社に支払われる保険金の金額）を記載してください。

６　その他

（１）関係法令の遵守（必須）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| 事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。 | ✓ |

チェックが必須です。

（２）その他事業継続力強化に資する取組（任意）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| レジリエンス認証制度（※１）に基づく認証を取得しています。 |  |
| ISO 22301認証（※２）を取得しています。 |  |
| 中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。 |  |

（※１）国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

（※２）事業継続マネジメントシステム（BCMS）の国際規格

該当するもののみにチェックしてください。

※チェックがない場合でも認定には支障ありません。